

## 不利益処分

処分名	特別障害者手当の不支給
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5
所管課	福祉政策課

### 1 処分基準

#### (1) 処分の内容

下記の用件にあてはまる場合、手当の受給資格の取消し

(手当の全額又は一部を支給しない。)

#### (2) 処分の要件

ア 受給資格者が正当な理由なしに奨励に定められている事項を届けなかった場合又はその書類その他の物件を提出しなかった場合

イ そのことに対する職員の質問に答えなかった場合

ウ 必要な医師の診断を受けなかった場合または職員の診断を拒んだ場合